

一般廃棄物処分業許可証

住所 京都市南区東九条南松田町34番地
(法人にあっては
主たる事務所の所在地)

氏名 株式会社 Wood Life Company
(法人にあっては 代表取締役 貝原 東
名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 松井孝治



許可の年月日 令和 6年12月20日
許可の有効期限 令和 8年12月19日

平成28年12月20日	新規許可
平成30年12月20日	更新許可
令和 2年12月20日	更新許可
令和 4年12月20日	更新許可
令和 5年 4月 1日	許可証書換え (処理料金の規定)
令和 6年12月20日	更新許可

- 取扱廃棄物の種類
木くず。ただし、再資源化が可能なものに限る。
- 作業区分及び処理能力
破砕：ハンマーミル方式 15 t/日 (8時間)
二軸剪断方式 80 t/日 (8時間)
- 施設の設置場所
京都市南区東九条南松田町34番地
- 許可条件
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。)、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (以下「条例」という。)、その他関係法令を遵守すること。
(2) その他市長の指示に従うこと。
- 許可の取消し又は業務の停止
法、条例、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可条件に違反する行為をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。
この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。